

令和8年度 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に 関する業務（出前教室）に係る事業所の公募実施 要項

令和8年2月

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課

1 公募の概要

（1）本事業の趣旨

本事業は、高齢者の生活機能の維持・向上及び社会参加の促進を目指し、要介護状態や虚弱状態（フレイル）の発生及び悪化の予防、軽減及び普及啓発を目的として、介護予防及び健康管理に関する専門知識及びその実務経験を持つ講師が、介護保険の第1号被保険者及びその支援者等を対象に、運動、口腔、栄養、認知症等に関する介護予防教室（出前教室）を実施するものである。

（2）応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者。

- ア 法人格を有する団体（非営利、営利は問わない）で、令和8年1月1日現在、本市内に事業所があること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 本市内の事業所に係る本市税の滞納がないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- カ 委託事業所の決定までの期間に鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱別表第1及び同要綱別表第2に基づく資格停止措置基準に相当する事故や不正行為等がない者

（3）失格事項

応募者が、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 「（2）応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 期限までに所定の手続きをしなかった場合
- エ その他不誠実な行為を行った場合

（4）委託料

1事業所当たり 10,000円（税込）／回（上限回数については仕様書の3（4）実施回数のとおり）

（5）契約内容

- ア 契約日及び事業開始日
令和8年4月1日
- イ 契約方法
書類審査により本市が適当と認めた委託事業者との随意契約
- ウ 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

工 委託料の支払い方法

毎月分を翌月精算払い

才 留意事項

令和8年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものとし、当初予算案が否決された場合は、委託契約を締結しないことがあるので、留意すること。

また、契約締結までに本事業の準備等に係る経費が発生した場合に、その費用を本市に請求することはできないため留意すること。

2 業務内容等

(1) 業務内容

ア 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

イ 実施内容

市内の65歳以上の高齢者を中心とした住民団体を対象に、運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防、うつ予防を目的とした出前型の介護予防教室を実施する。

ただし、次に該当する場合は、原則本事業の実施内容として認めないものとする。

(ア) 本市が実施する地域リハビリテーション活動支援事業（専門職による出前講座）と実施内容が重複しているもの。

なお、地域リハビリテーション活動支援事業（専門職による出前講座）とは、歯科衛生士、薬剤師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師等の各専門職のみで構成された次のa～fの各団体に所属する講師が対象団体（ふれあいいきいきサロン・地域づくり協議会・その他市長が認める団体）に対して介護予防に関する各専門分野における指導を行うものである。

- a 三重県歯科衛生士会 鈴鹿龜山支部
- b 一般社団法人 鈴鹿龜山薬剤師会
- c 機能強化型認定栄養ケア・ステーション鈴鹿
- d 鈴鹿龜山訪問リハビリテーション連絡協議会
- e 三重県柔道整復師会 鈴鹿龜山支部
- f その他市長が認める団体

(イ) 本市の実施するスクエアステップ活動支援事業と整合を図るため、実施内容がスクエアステップに関するものは、原則認めないものとする。ただし、音楽療法の一部にスクエアステップを取り入れるなど、スクエアステップに重点を置いたものではない内容を除く。

(2) 実施講師

高齢者の介護予防や健康管理に関する専門知識があり、かつ実務経験を持つ者が実施すること。

(3) その他

業務内容の詳細については、「鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務（出前教室）仕様書」のとおりとする。

3 応募方法

(1) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和8年2月18日（水）から2月27日（金）正午まで（必着）

イ 質問方法：電子メールのみ

様式第1号 質問票（出前教室）を使用し、下記のメールアドレスへ提出すること。

メールアドレス：chojushakai@city.suzuka.lg.jp

電子メールの件名及び添付ファイルは、「介護予防普及啓発事業に関する業務公募質問（事業者名）」とし、必ず事務局に電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

ウ 回答日：令和8年3月4日（水）

エ 回答方法：回答書を鈴鹿市ウェブサイト（ページ番号：1003199）に掲載

[\(https://www.city.suzuka.lg.jp/\)](https://www.city.suzuka.lg.jp/)

オ その他：応募状況や他の応募者に関する情報等及び法令等により確認できる事項については回答しない。

(2) 応募書類の提出

ア 受付期間：令和8年2月18日（水）から3月11日（水）正午まで（必着）

イ 提出書類

（ア） 様式第2号 誓約書（出前教室）

（イ） 様式第3号 提案書（出前教室）

（ウ） 市税の完納証明書（鈴鹿市発行 原本 提出日から3か月以内の日付のもの）
※課税のない事業者であっても提出すること。

（エ） 法人の現在事項全部証明書（法務局発行 原本 提出日から3か月以内の日付のもの）

（オ） 法人印の印鑑登録証明書（法務局発行 原本 提出日から3か月以内の日付のもの）

ウ 提出部数：各1部

エ 提出場所：鈴鹿市役所 長寿社会課窓口（1階17番窓口）へ持参 ※郵送不可

オ 誓約書及び提案書の提出に当たっての留意点

（ア） 誓約書に押印する代表者印は、法務局に登録された法人印を押印すること。

（イ） 提案書は、両面印刷し、1部ずつホッチキス等で留めた上で提出すること。

- (ウ) 提出書類の内容に不備が認められた場合は受理できない場合があるので、内容に十分注意の上、提出すること。
- (エ) 提出締切後における提案書類の変更及び追加は公平性の観点から一切認めない。ただし、本市の指示により書類の修正及び追加する場合を除く。
- (オ) 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(3)事業所の決定

ア 決定通知

応募書類をもとに書類審査を行い、本市が適否を決定し、応募者全員に決定理由を付して文書にて通知する。

イ 書類審査の内容

- (ア) 提案書の内容が、本実施要項 1(1) 本事業の趣旨の内容と照らし合わせて、ふさわしいかどうか。また、実施内容が本実施要項 2(1) イ実施内容に即しているか。
- (イ) 本実施要項 1(2)応募資格の要件を満たしているか。

ウ 審査に当たっての留意事項

- (ア) 事業所の決定は、令和8年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものとする。したがって、鈴鹿市議会において当初予算案が否決された場合は、委託契約を締結しないことがあるので、留意すること。
- (イ) 応募者がない場合は、再度公募を行うことがある。

(4) 公募スケジュール

ア 公募要項等配布及びウェブサイト上に掲載	2月 18 日（水）
イ 質問受付	2月 18 日（水）から 2月 27 日（金）正午まで
ウ 質問回答	3月 4 日（水）
エ 提案書類の受付	2月 18 日（水）から 3月 11 日（水）正午まで
オ 書類審査	3月 12 日（木）から 3月 18 日（水）まで（予定）
カ 選定結果の通知	3月 19 日（木）（予定）
キ 契約締結	4月 1 日（水）

※P 6「令和8年度 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務（出前教室）に係る公募型プロポーザル スケジュール」を参照のこと。

4 その他

（1） 応募に際しての留意事項

- ア 応募者は、提案書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなす。
- イ 決定の可否にかかわらず、応募に要した費用等は応募者が負担する。
- ウ 審査結果による一切の損害等については、市が責任を負わない。
- エ 決定された事業所に、本実施要項に記載する事項について重大な違反行為があったと認める時は、市は決定を取り消すことができる。

（2） 事業開始まで

決定された事業所は、事業開始までに円滑に業務を開始できるよう、準備を行うこと。

（3） その他

- ア 提出書類の取扱いについて
 - （ア） 提出された書類は、無断で本業務以外の用に使用しない。
 - （イ） 受付した書類は返却しない。
 - （ウ） 受付した提出書類の修正、変更または追加は認めない。
- （エ） 提出書類は、鈴鹿市情報公開条例（平成 13 年条例第 29 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

令和8年度 鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務（出前教室）
に係る公募 スケジュール

日程（予定）	内容	提出書類	備考
令和8年 2月 18 日（水）	実施要項等を鈴鹿市ウェブサイト に掲載 誓約書及び提案書の受付開始 質問票受付開始		
2月 27 日（金） ※正午まで	質問票の受付締切	様式第1号 質問票（出前教室）	電子メールで 提出 ※質問票の提出 は任意
3月 4日（水）	質問票の回答		鈴鹿市ウェブ サイトに掲載
3月 11 日（水） ※正午まで	誓約書及び提案書の提出締切	様式第2号 誓約書（出前教室） 様式第3号 提案書（出前教室） 市税の完納証明書（原本） 法人の現在事項全部証明書（原本） 法人印の印鑑登録証明書（原本）	長寿社会課 窓口へ持参
3月 19 日（木）	審査結果の通知（決定通知書の送 付）		
4月 1 日（水）	契約締結		契約書類は別途 案内する

<事務局（書類提出及び問合せ先）>

住 所：〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケアシステム推進室

担当：田中・川口

電 話：059-382-9886

FAX：059-382-7607

E-mail：chojushakai@city.suzuka.lg.jp

ウェブサイト：<https://www.city.suzuka.lg.jp>